

第2部 陸上交通の安全

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のすう勢とその抑止

1 道路交通事故のすう勢

我が国の道路交通事故による死傷者は、昭和46年以降着実に減少に向い、死者については昭和54年に8,466人、負傷者については昭和52年に593,211人にまで減少した。しかし、死者については昭和55年から、負傷者については昭和53年から、多少の変動はあるものの、それぞれ増勢に転じ、昭和60年には死者数9,261人、負傷者数681,346人もの多数の死傷者を生ずるに至った。とりわけ死者数は、第3次の交通安全基本計画にのっとって各般の交通安全対策を鋭意推進してきたにもかかわらず、4年連続9,000人を超える、第3次の交通安全基本計画の目標（昭和60年までに年間の死者数を8,000人以下にするよう目指すこと）は遺憾ながら達成するに至らなかった。

近年の交通事故の発生状況をみると、死者については、二輪車事故が青少年層を中心に急激に増加していること、高齢化社会の進展に伴い、高齢運転者を含む高齢者の事故が増加していること

などの特徴的傾向に加えて、従来は減少を続けてきた歩行者及び自転車利用者の事故もその占める割合が依然として高いこと、自動車乗車中の事故がここ1、2年は減少のきざしを見せているものの依然として多数を占めていることなどが挙げられる。また、負傷者についてもほぼ同様の傾向がみられる。

これは、近年の自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加に伴う道路交通の量的拡大、車両及び運転者層の多様化等の質的変化により交通の過密・混合化等が一層進行するなど、道路交通を取り巻く状況が全般的に悪化したことによるものと考えられる。

我が国における自動車交通への依存度は今後ともますます高まるものと予想され、これに伴う「くるま社会」の量的拡大、質的变化が更に進むことを考えれば、これに十分対応した総合的な交通安全対策を従来にも増して積極的に推進しなければ、交通事故の増勢に歯止めを掛けることはできない。

2 道路交通安全対策の今後の方向

近年の自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加に見られるように、今や、自動車の利用は国民にとって不可欠なものとなっており、道路交通の安全と円滑を確保し、快適な交通社会を実現することにより、国民を交通事故の脅威から守ることが求められている。

今後の交通安全対策を考えるに当たっては、人命尊重の理念の下に、安全、円滑かつ快適な交通社会を実現することを目標に、歩行者、自転車利用者、幼児、高齢者、身体障害者等が安心して通行でき、かつ安全で円滑な自動車交通を確保するための道路交通環境の確立、交通道徳に基づいた自発的な交通安全意識の高揚、運転者、特に、青少年層、高齢者層の安全運転の確保、交通事故の被害を最少限に抑えるための被害者救済対策の推進等を図ることとする。そのため、利便性をも考慮した質の高い交通安全施設の整備充実、年齢段階に応じた目標の設定、内容の充実等生涯にわたる交通安全教育の推進、シートベルト着用の徹底等の広報活動の充実、地域の自主的な活力ある交通安全活動の推進、迅速かつ効果的な救助・救急体制の整備充実を始めとする各般の交通安全対策を総合的かつ強力に実施するものとする。この場合において、二輪車事故の急激な増加等交通事故発生状況の変化を十分踏まえ、地域の実情に即したきめ細かい効果的な交通安全対策を講ずるものとする。

こうした交通安全対策を通して、交通事故の発生の増加傾向に歯止めを掛け、特に死亡事故の防止には格段の意を注ぎ、交通事故死者数の減少に努め、昭和65年までに死者数を年間8,000人以下とすることを目指すものとする。